

発電事業者のみなさまへ

太陽光発電設備(50kW 未満)の平成 28 年度調達価格の適用について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度において、太陽光発電設備の発電事業者さまが平成 28 年度の調達価格の適用を受けるためには、国から通知される設備認定通知書の写しを添付のうえ接続契約のお申し込みを行い、平成 29 年 3 月末までに当社と接続契約を締結する必要があります。

国においては、平成 28 年度内に太陽光発電設備の設備認定を受けるためには、平成 29 年 1 月 20 日までに認定申請をする必要がある旨の注意喚起を行っております。

ただし、国の注意喚起に定められた期日までに認定申請を行ったにもかかわらず、平成 28 年度の調達価格の適用を受けられない発電事業者さまへの影響を鑑み、当社は今年度末に限った対応として、平成 29 年 1 月 20 日までに国へ設備認定の申請を行い、設備認定通知書が未発行である太陽光発電設備(50kW 未満)の申し込みについて、申請情報参照画面^{*}の写しを添付のうえ、その他の申込内容に不備がなければ接続契約申し込みを受け付けいたします。

※申請情報参照画面の確認方法につきましては、国の「再生可能エネルギー発電設備電子申請サイト」の「入力支援システム操作マニュアル(P41)」をご参照ください。
(<http://www.fit.go.jp/contents/manual.pdf>)

【注意事項】

- (1)平成 29 年 3 月末までに設備認定通知書の写しをご提出いただけない場合は、平成 29 年 3 月末までの接続契約締結はできませんのでご注意ください。
- (2)低圧で連系される太陽光発電設備(50kW 未満)の場合、接続契約締結までの標準処理期間を受付日から 1 か月としておりますが、設備の設置場所における系統の状況等によっては、技術検討に通常よりも期間を要する場合があります。3 月末までに契約に至らない場合もございますので、可能な限り早期にお申し込みをいただきますようお願いいたします。
- (3)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正法(以下、「改正FIT法」といいます。)により、認定制度の変更が予定されており、改正FIT法の施行日前日(平成 29 年 3 月 31 日)までに接続契約を締結していない場合は取得済みの設備認定の効力が失われる可能性があります。「FIT法の改正に伴う接続契約の申込みに関するお知らせ」(平成 28 年 5 月)^{*}にてお知らせしておりますので、そちらも併せてご確認ください。

※<http://www.okiden.co.jp/shared/pdf/corporate/purchase/160525.pdf>

以上